## 随意契約理由書

件	<i>*</i>	3 栄住宅エレベーター設置他ガス設備工事
契約の	相手力	5 鳳工業株式会社
根 拠	法	対 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由		
ガス設備 (株)のガ	計工事の抗	Eエレベーター設置工事に伴うガス設備工事である。 値工については、ガス事業法第61条1項、同法193条、及び同法第48条による大阪ガスネットワーク 款4-(1)に定めるところにより、ガス導管事業者である大阪ガスネットワーク(株)のみが可能であ
		業者は工事監理を満足に行う体制を有しないため、同業者と業務委託基本契約を締結し、同業者が 記業者と随意契約を行う。
担 当 (問合	部 学せ 先	量 建築住宅局住宅建設課